

## 中国の意匠制度改正及び意匠制度活用法と注意点

中国において、今年専利法制度の大幅の改正があった。中国においては、意匠の実体審査なしの無審査制度や類似意匠制度など、日本と異なる制度が多数ある。それらが正確に理解し、かつ有効活用することで、効果的な知財戦略を構築することができる。

今月のNewsLetterは、中国の意匠制度改正を紹介すると共に、意匠制度活用法と注意点についても説明する。皆様の中国での効果的な意匠知財戦略の構築にご参考になれば大変幸いである。

中国の意匠制度改正を紹介する前、中国近年の特許出願件数の状況について、簡単に説明する。下記の図1と図2はそれぞれ2016年～2020年までの中国発明、実用新案及び意匠の出願件数と中国における国内出願人による意匠出願と外国出願人による意匠出願件数を示した。中国の意匠出願の95%以上が中国出願人によるもので、外国意匠出願件数の内、日本の出願人によるものが年間4000件適度である。

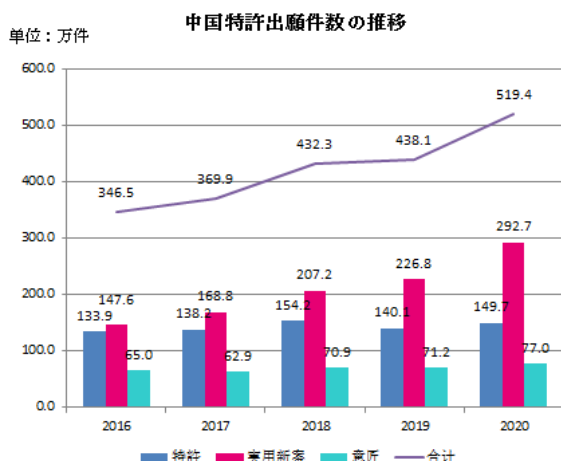


図1

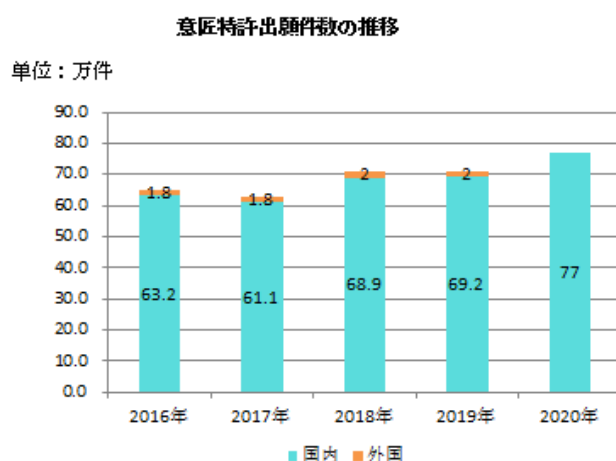


図2

## 中国の意匠制度改正

### 一、改正専利法に意匠と関わる内容

中国では、日本と異なり、発明、実用新案と意匠は専利法の一部として規定されている。今まで、中国の専利法改正が8年ごとに行われたが、今回の改正は12年の年月をかけて慎重に作業が進められた。改正専利法の内容においては、意匠と関わるのが主に下記の3点である。

- 部分意匠制度の新設
- 意匠国内優先権制度の導入
- 意匠権保護期間の延長

### 1. 部分意匠制度の新設

改正中の審査指南においては、部分意匠を出願する場合、製品全体の正投影図を提出したうえ、破線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める内容をはっきりと表さなければならないと定められ、それに、部分意匠を出願する場合、必要に応じて簡単な説明の中で、保護を求める部分を明記するとも定められた。



### 2. 意匠国内優先権制度の導入

意匠出願した日から6ヶ月以内に、国内優先権の主張もできるようになった。出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後願が提出された日より取り下げられたものと見なされる。

☞☞☞ **但し、意匠出願の出願人が発明又は実用新案を国内優先権の基礎とすることを主張する場合は、この限りではない。**

### 3. 意匠権保護期間の延長

6月1日以降に出願する意匠の保護期間は出願日より10年～15年に延長された。6月1日から、部分意匠出願は紙またはオフラインの電子出願の形で提出することができるが、審理されるのが、改正専利法実施細則の施行の後となる。



改正専利法が今年の6月1日から実施されたが、残念なのは、専利法に対応する実施細則と審査指南の改正がまだ作業中で、今年の年末ごろに改正作業を完了する見込みである。

### 二、2019年の審査指南改正に意匠と関わる内容

2019年11月の審査指南改正の内容においては、意匠と関わるのが下記の2点である。

- ☛ 延期審査制度の導入
- ☛ GUI意匠の改正

## 1. 延期審査制度

中国では、日本の秘密意匠に対応する制度がないが、代わりに2年前の2019年に延期審査制度が導入された。出願人が意匠出願の同時に延期審査請求を提出することで、1年、2年又は3年に延期審査を受けることができる。



**要注意：意匠出願を提出した後、遅延審査請求の撤回も期限の変更もできない！！**

原則、意匠は出願したから、半年くらいで権利化され、登録後に公報が発行される。しかし、意匠は製品の優れた美観に関する創作であるため、公表されると容易に模倣、盗用される可能性がある。そのため、販売の開始までは意匠を隠しておきたいことがあると思われる。このような場合には、意匠の延期審査制度を利用することで、意匠を一定期間隠すことができ、自社製品の販売時期に合わせて、意匠の公開時期を調整することができる。但し、意匠出願を提出した後、遅延審査請求の撤回も期限の変更もできないので、注意する必要がある。

## 2. GUI 意匠の改正

2019年の審査指南改正により、GUI意匠の媒体を「ディスプレイスクリーンパネル」に拡大され、設計ポイントがGUIのみにある場合、一枚のGUIに関わる面の正投影図を提出することもできる。但し、ディスプレイスクリーンパネルを媒体とする場合に、当該GUIが応用される最終製品を網羅的に列挙しなければならない。それに、動的GUIの製品名称には「動的」という文字のキーワードを有しなければならない。



案例1—正投影図



案例2—正投影図



案例3—正投影図



案例3—インターフェース変化状態図

審査指南改正の前、GUI意匠を出願する際に、製品6面投影図の提出、意匠名称に具体的な製品が含まれることを要求される。改正後では、出願人は意匠名称に具体的な製品を限定することもでき、「ディスプレイパネル」を限定して大きな保護範囲を得ることもできる。

現在、中国の GUI 意匠の保護対象が以前と比べて、少し拡大されたが、日本と比べて未だに少ない。例えば、ホームページの画像、携帯電話の起動画像、映画やゲームなどのコンテンツ画像、また、壁紙などの装飾的な画像は保護の対象ではない。他にも日本で保護されるアイコン用画像や壁に投影された画像などは中国においては保護の対象とならない。投影装置の操作に用いる GUI については、GUI の図面を提出するほか、少なくとも投影装置を明確に示した図面 1 点を提出しなければならない。

### 保護不可対象例



### 中国意匠制度の活用法

中国と日本の意匠保護対象が異なるところが多数がある。例えば、中国では、日本と同様に建築物が意匠の保護対象となっているが、日本で保護される建築の内装や壁に投影された画像が中国においては意匠の保護対象となっていない。その以外に、商品ラベルや山水別荘なども中国の意匠保護範囲となっていない。以前は、図形商標として登録出願されるべきラベルも意匠出願されるが、現在では商品ラベルに類似する平面的な標識は意匠特許されないと変わった。

中国では、日本のような関連意匠制度がないですが、代わりに、併合出願と言われる類似意匠制度とセット製品意匠制度を設けている。

#### 1. 中国の類似意匠出願制度

出願人は、類似意匠出願を行う場合、以下の事項に注意する必要がある。

1. 同一製品の意匠に関わるべき、その製品の名称、類型、用途は同じであるべき。
2. 簡単な説明には、その中の一つの意匠を「基本意匠」として指定すべき。
3. 一件の意匠出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。

上記の 3 点の条件を満たすれば、類似意匠の登録が認めらる。類似意匠制度を利用して、同一の物品に関する複数の類似意匠を 1 件にまとめて出願することができる。

### 類似意匠の併合出願事例



設計1

(意匠登録CN305165564S)



設計2



設計1



設計2

(意匠登録CN305424245S)



設計1



設計2

(意匠登録CN304993399S)

### 2. 中国のセット製品意匠出願制度

セット製品の意匠出願は以下の三つの要件を満たす必要がある。

1. 製品が国際意匠分類における同一の大分類に属する。
2. 習慣的には、同時にセットで販売又は同時に使用する。
3. 同一の設計思想に属す、各製品の設計スタイルが統一されている。

上記の3点の条件をを満たすれば、セット製品意匠の登録が認められる。セット製品意匠の数量には制限ない。

### セット製品意匠の併合出願事例



組合状態参照図  
(意匠登録CN304591516S)



セット1正面図



セット2正面図



組合状態参照図  
(意匠登録CN304591516S)



セット1正面図



セット2正面図

### 3. 類似意匠とセット製品意匠の区別

	類似意匠	セット製品意匠
製品要求	同一製品に係る	同一の大分類に属する
判断基準	同一又は類似な設計特徴を有する	同一の設計思想に属す
設計数量	10 個までの制限がある	数量の制限なし
図面表示	製品番号の前に「設計」を付ける	製品番号の前に「セット」を付ける

実務においては、類似意匠とセット製品意匠の出願制度を混用することができない。中国の類似意匠と

セット製品意匠の中の各意匠が同じ日に出願しなければならないと規定され、両方とも、各製品の意匠は単独で権利侵害を主張してもよいし、単独で無効にされてもよいが、基本設計と一緒に全体的に使用許可、譲渡または放棄しなければならない。類似意匠とセット製品意匠との併合出願制度は、出願と権利保護等の面で出願人により有利で、意匠出願においてこれらの制度を活用し出願戦略を決定すれば、日本の出願人も、より少ない費用を支払うことで、最大かつ最も安定の保護範囲を得ることができる。

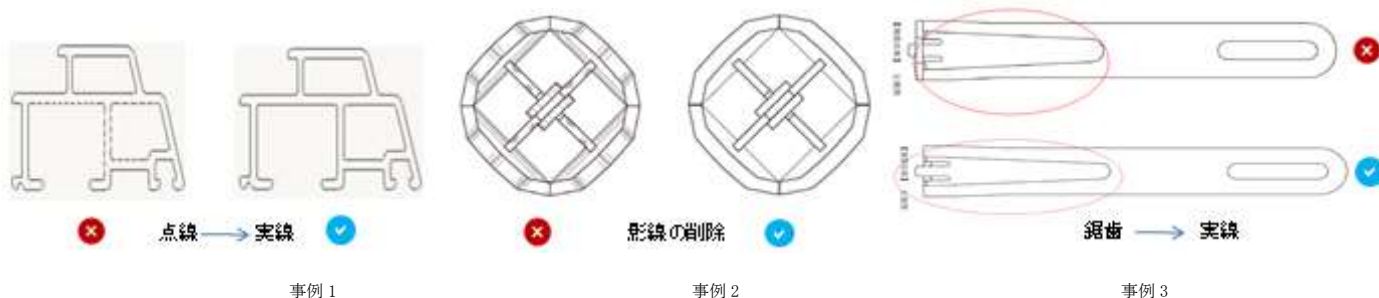
## 中国意匠制度の注意点

### 1. 「意匠の簡単な説明」は必須記載事項となる

「意匠の簡単な説明」中には、商品の名称、用途、設計要点、設計要点を最も明確に表現する図面又は写真を含める必要があるが、日本の特徴記載制度と異なり、意匠の設計要点、設計要点を最も明確に表現する図面又は写真も、権利範囲解釈にも参酌されるので、注意する必要がある。また、「意匠の簡単な説明」は必須記載事項なので、基礎出願の中に記載されていない事項を「意匠の簡単な説明」に追加すると、優先権が認められない可能性もあるため、注意する必要がある。

### 2. 意匠の図面に対する具体的要求

中国において、意匠の図面では太さが均一である実線で意匠の形状を示さなければならない、影線、指示線、点線などの線で意匠の形状を示してはならないと規定されている。実務において、よく問い合わせられている質問は、図面が中国専利法の規定を満たしているかということである。意匠出願の補正によくあるのが、図面にある破線を実線に修正すると要求されることである。例えば、下記の事例1においては、図面にある点線を実線に修正すると要求された。事例2においては、図面にある影線を削除すると要求された。事例3においては、図面の線に明らかな鋸歯を実線に修正すると要求された。



### 3. 新規性喪失例外の適用範囲が限定的

中国においては、専利出願する発明創造について、出願日前 6 カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。（改正専利法第二十四条）

- (一) 国が緊急事態又は非常事態の状況下であり、公共の利益のために初めて公開された場合。
- (二) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。
- (三) 規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。
- (四) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

特に、日本出願人に注意してほしいのは、中国の新規性喪失例外の適用範囲である。中国の新規性喪失例外の適用範囲は日本より狭く、上記の(一)～(四)に限られ、自分の販売やネット上での公開等を行った場合には、救済措置がない、新規性喪失の例外と見られないので、注意する必要がある。

#### 4. 中日意匠制度差異点のまとめ

(1) 存続期間：存続期間は「出願日」から15年となる。

(2) 使用行為：実施行為としての「使用」がない、実質的に製造行為と認められるような実施等でないと侵害を抑えにくいのが現状である。

(3) 秘密意匠制度：中国には、秘密意匠制度がない。

(4) 多意匠一出願制：同一の物品に関する10意匠までの類似意匠を1件にまとめて出願することができる。

(5) 実体審査の有無：無審査主義が採用されている。

(6) 新規性喪失の例外：日本より厳しい要注意。

(7) 図面に対する要求：物品の設計要点が6つの面に係わっている場合には、6つの正投影図が必要。状況により、一部の図を省略することもできる。

(8) 権利の効力範囲：類似意匠の各意匠は単独で権利侵害の主張ができ、部分無効にされることもでき、部分的に譲渡されることができない。

(9) 優先権の提出方式：優先権を主張する場合、DASコードだけを提出してもよい。以前は紙の優先権のコピーを提供する必要がある。

(10) 専利権評価報告書の提示：専利権評価報告書を自発的に提出可能な者として、専利権者、利害関係者又は被疑侵害者を新たに規定。

以上に説明したように、中国の意匠制度は日本の意匠制度とは異なる点が多数あるので、出願前に戦略を立てておくことが必要ある。GUI意匠制度や類似意匠制度などを最大限に活用することにより、効果的な意匠知財戦略を構築することができる。